

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画(案)の概要

1.計画の目的および位置付け

- ・(目的)地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、県民の生命・身体および財産を保護するため、県と市町が連携して、建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、および基本的な枠組を定めることを目的とします。
- ・(位置付け)耐震改修促進法の第5条および国が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき、建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関する総合的な計画
- ・(計画期間) 令和8年度～令和17年度(10年間)

2.現況と目標

【住宅】住宅・土地統計調査結果による推計値(5年ごと)

現況	H25	H30	R5
住宅 耐震化率	81.0%	86.1%	89.0%
耐震性不十分(戸)	99,200	75,700	63,700



R17
おおむね解消

【要緊急安全確認大規模建築物】

対象建物	対象数(棟)	H27	R7
特定の用途かつ大規模の建物	169	81.7%	96.4%



R12
おおむね解消

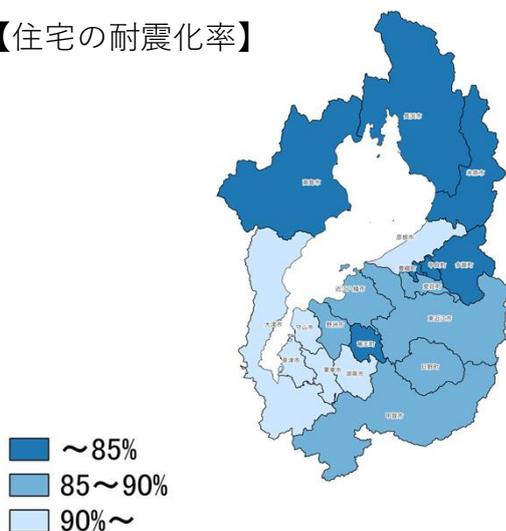
【要安全確認計画記載建築物】

対象建物	対象数(棟)	H27	R7
避難路沿道建築物	49	21.2%	49.0%
防災拠点施設等建築物	7	0%	71.4%

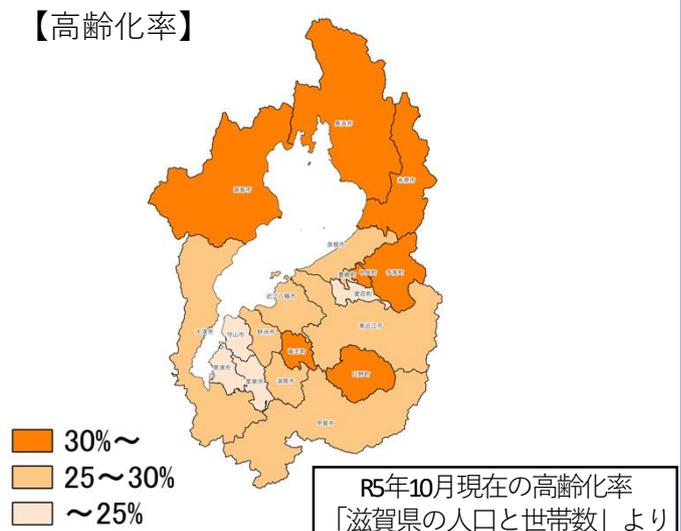


R17
おおむね解消

【住宅の耐震化率】



【高齢化率】



3.取組内容の充実（施策および啓発）

■住宅に関する取組

- 耐震化率の低い地域を重点的に耐震化すべき地域に追加し、市町連携して所有者への啓発、支援策の周知等の取組を強化する。
- 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンや高齢者世帯耐震改修割増事業に関する普及を市町と連携して推進する。
- 耐震改修コストを下げる取組として、安価な耐震改修工法に関する普及やリフォーム等の機会を積極的に活用した耐震化に関する意識啓発を市町や各団体等と連携して実施するよう努める。

■建築物に関する取組

- 避難路沿道建築物の耐震化状況を記載した地図（避難路沿道耐震化状況マップ）の周知を図る。